

令和 5 年第 1 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 6）

堺 市



# 目 次

|                                                                                              | 頁  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 議案第 41 号 堺市基金条例の一部を改正する条例……………                                                               | 3  |
| 議案第 42 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例…………… | 5  |
| 議案第 43 号 訴えの提起について……………                                                                      | 11 |



令和5年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和5年2月10日

堺市長 永藤英機

議案第 41 号 堺市基金条例の一部を改正する条例

議案第 42 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

議案第 43 号 訴えの提起について



## 堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市大規模災害被災地等支援基金の項の次に次のように加える。

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| 堺市職員退職手当基金 | 本市職員の退職手当の支給に要する資金に充てるため |
|------------|--------------------------|

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 堺市基金条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

本市職員に係る定年の段階的な引上げに当たり、退職手当の支給に係る各年度の負担の平準化を図るため、本市職員の退職手当の支給に要する資金に充てることを目的とする堺市職員退職手当基金を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。



## 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第10条第3項第2号の表中「の場合においては」を「に規定する構造の屋内階段にあっては」に改める。

第13条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第27条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第27条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から附則第11項まで」に、「又は保育教

諭」を「、保育教諭」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに保育教諭」を「、保育教諭」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

11 第8条第3項の表備考1に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下これらを「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は第8条第3項の表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。（堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第2条 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第25条第1号中「第36条第4項各号」を「第40条第1項各号」に改め、同条を第27条とする。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、同条の前に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第24条 認定こども園においては、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの自動車からの降車の際に、当該装置を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

第22条を第23条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第16条

の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第17条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附則第3項中「第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

|       |                                         |      |
|-------|-----------------------------------------|------|
| 附則第6項 | 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者 | 看護師等 |
|-------|-----------------------------------------|------|

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下これらを「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の改正規定並びに第2条中堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条及び第25条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第1条に規定する認定こども園において、同条例第24条第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることに

つき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、同項の規定は適用しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

## 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）の一部改正に伴い、堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）について、次に掲げる改正を行うものであること。

- (1) 本市における認定こども園に係る設備等の基準について、基準省令又は基準告示と同等の内容とする改正
- (2) 規定の整備

### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定は、公布の日から施行するものであること。



## 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 事件名 建物明渡等請求事件

2 当事者 原告 堺市

被告 堺市堺区宿院町東4丁1番27号

堺市女性団体協議会

委員長 大町 むら子

3 請求の趣旨

(1) 被告に対し、堺市立男女共同参画センターのうち、1階連絡室部分（以下「対象物件」という。）の明渡しを求める。

(2) 被告に対し、令和5年1月1日から対象物件の明渡済みに至るまで1日当たり金1,563円の割合による金員の支払を求める。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とすることを求める。

との判決及び仮執行宣言を求める。

4 訴訟提起先

大阪地方裁判所堺支部

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解その他本件の処理に関する事項は、市長に一任する。

## 訴えの提起について

本市は、堺市女性団体協議会（以下「女性団体」という。）に対し、堺市立男女共同参画センターのうち、1階連絡室部分（以下「対象物件」という。）に係る令和5年1月1日以後の行政財産目的外使用を許可していないにもかかわらず、女性団体は、同日以後も対象物件を占有している。これについて、早期に対象物件を明け渡すよう催告を行ったが、女性団体はこれに応じようとしなない。

令和5年4月からは、堺市立男女共同参画センターの施設全体を対象に指定管理者制度を導入し、指定管理者により対象物件においても指定管理業務を実施する予定であるが、女性団体の占有により指定管理者の準備作業や4月以後の業務の実施に支障が生じ、市民サービスに影響を及ぼすおそれがある。

そのため、女性団体に対し、対象物件の明渡し及び民法（明治29年法律第89号）第703条に基づく不当利得返還請求として、令和5年1月1日から明渡済みに至るまでの占有に係る金員の支払を求める訴えを提起するものである。



令和5年第1回市議会（定例会）  
付議案件綴（その6）

---

令和5年2月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-22-0075

